

「働き方改革助成金」FAQ

番号	分類		質問 (Question)	回答 (Answer)
1	助成事業	制度の要件	TOKYO働き方改革宣言企業制度を利用する以前から、既に社内に導入されている既存の制度を使って、助成金の申請を行うことは出来るか。	申請は出来ません。 助成金の対象は、新たな制度を、以下の①または②の時点で導入した場合に限りです。 ①働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施して導入。 ②TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定後3か月以内に制度を導入。 ※②の場合、承認決定日以前に既に施行されている制度は、対象外となります。
2	助成事業	制度の要件	現在、社内にある制度は、労使協定は締結していないが、就業規則その他社内規程に明文化している。または、労使協定は締結しているが、就業規則その他社内規程に明文化していない。この制度を変更して、再度、制度化した場合、どちらも助成金の対象となるか。	いずれも、助成金の対象外です。 助成金事業の利用には、新たに制度を整備する必要があります。 新たに制度を整備するにあたっては、整備前の状況が以下の条件をすべて満たすことが必要です。 ①労使協定を締結していない ②就業規則その他社内規程において明文化していない
3	助成事業	制度の要件	新たに制度を導入する場合、労使協定は必ず締結しなければならないのか。また、労使協定で何を定めるのか。	労使協定は必ず締結してください。 使用者、労働者双方で制度の導入を決定することが重要です。対象者、開始日等、制度導入にあたり必要な事項について定めてください。なお、制度の要件等で記載している内容は、労使協定または就業規則その他社内規程のいずれかで定められていることが必要です。
4	助成事業	制度の要件	就業規則その他社内規程に明文化されていないが、一部の社員に限定、あるいは試行または運用で導入している。この制度を、全社員を対象として、あらたに制度化する予定だが、助成金の対象となるのか。	左記条件に加え、労使協定の締結がなされていなければ、対象となります。 ただし、新たな制度の導入(環境整備)の際には、労使協定の締結、就業規則等への明文化が必要となります。
5	助成事業	制度の要件	もともと就業規則がない場合には、規程だけでなく、就業規則(本則)も定める必要があるのか。	導入する制度の規程に加えて、就業規則も定める必要があります。
6	助成事業	制度の要件	従業員10人未満の場合でも、労働基準監督署への就業規則やその他規程の届出は必要か。	届出が必要です。 働き方改革宣言奨励金の制度整備事業と同様に、労使協定を締結したうえで、就業規則その他規程に明文化し、労働基準監督署への届出を必ず行ってください。
7	助成事業	制度の要件	就業規則その他社内規程を改正または新たに策定する場合、施行日はいつと定めたらよいか。	以下のいずれかとしてください。 ①働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施して導入する場合は、奨励金の事業実施期間内。 ②TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定後、3か月以内に制度を導入する場合は、TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定通知日から3か月以内。 ※②の場合、承認決定日以前に施行されているものは対象外となります。
8	助成要件	制度の要件	奨励金事業への申請の際、(働き方改革宣言事業の申請は行ったが)制度整備事業については申請を行わなかった。 「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認後に、助成金事業への申請を行うことはできるのか?	制度整備事業を利用しなかった場合、「TOKYO働き方改革宣言企業」が助成金事業への申請を行うためには、以下の要件を必ず満たしている必要があります。 ◆「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認決定後、3ヵ月以内に自ら新たな制度を導入すること。 ◆導入した制度については、就業規則へ明記し労働基準監督署へ提出(必要に応じて労使協定締結)するなど所定の手続きを完了すること。 なお、奨励金事業もしくは「TOKYO働き方改革宣言企業」へ申請後に、後日、制度整備事業を追加(申請)することはできません。 上記のことから、当初申請の際にはよくご検討いただき、制度整備事業も考慮のうえ奨励金事業へご応募いただくことを推奨しています。
9	支給申請	申請方法	助成金の申請手続きは、いつまでに行えばよいか。	TOKYO働き方改革宣言企業承認決定後から、3か月以内です。 ※奨励金事業とは異なり、事前エントリーの必要はありません。
10	支給申請	事業計画期間	制度によっては、実施期間が3か月～12か月との記載があるが、どのように設定すればよいか。	3か月、4か月、5か月、6か月、7か月、8か月、9か月、10か月、11か月、12か月の中から、任意に選択してください。 ※ただし、No.11の質問/回答を必ず参照ください。

「働き方改革助成金」FAQ

番号	分類		質問 (Question)	回答 (Answer)
11	支給申請	事業計画期間	実施期間が各制度で異なっているが、導入する制度ごとに期間を定めて実施することはできるのか？	導入する制度ごとに期間を定めることはできません。 事業計画書（支給申請書）に記載する「助成事業計画期間」において、申請するすべての制度を実施していただきます。 なお「助成事業計画期間」は、実施期間が最も長い制度にあわせて設定していただくこととなります。
12	申請	提出書類	都内に複数の事業所がある場合、「雇用保険適用事業所設置届」は、どの事業所について提出したらよいか。	すべての事業所（都内）について、提出をお願いいたします。 事業所ごとに手続きを行っている場合は、個々の設置届の提出をお願いします。
13	申請	提出書類	個人事業主の場合でも、印鑑登録証明書を必ず提出する必要があるのか。	印鑑登録証明書の提出をお願いします。 なお、申請及び実績報告時の書類へは、登録された印鑑を用いて押印してください。
14	申請	提出書類	個人事業主で都外に居住している場合の都民税の納税証明書類は、どのような書類を提出する必要があるのか。	都外に居住している場合、都内事業所地の個人都民税の書類を提出してください。 なお、非課税の場合は非課税通知書等の提出をお願いします。
15	申請	提出書類	個人事業主の場合、個人の住所地も記載する必要があるのか。	個人事業主の場合には、住民票に記載された住所もあわせて記載をお願いします。 (「企業等の所在地」の上に「個人住所」と記載し、住民票の表記通りに記載をお願いします。)
16	共通	助成金の支給要件	事業計画書(支給申請書)に記載のない制度については、実施し実績が得られたとしても、助成金は支給されないのか。	支給されません。
17	共通	助成金の支給要件	支給申請の際には、4制度を申請したが、実績報告の際には、2制度しか助成要件を満たす利用者が得られなかった。この場合、助成金は4制度に対して(40万円)支給されるのか？	4制度に対して(40万円)は支給されません。 所定の実績が得られた場合に、1制度に対して10万円が支給されることとなります。
18	共通	助成金の支給要件	助成要件を満たす実績は得られたが、助成事業の取組実績を証明できない(提出できない)。この場合、助成金は支給されるのか。	支給されません。 助成金の支払いには、助成要件を満たす実績が得られたことに加え、これらの実績を証明する実績報告書及び所定の証明書類の提出が必要となります。
19	共通	助成金の支給要件	都内に勤務する労働者では所定の実績が得られなかった。しかしながら、都外に勤務する労働者を含めると、所定の実績を得ることができた。この場合、助成金は支給されるのか。	都外労働者による実績では、助成金は支給されません。 都内に勤務する労働者のみで、所定の実績を得ることが必要です。 (助成金の適用対象者は都内に勤務する労働者に限ります。)
20	働き方	助成金の支給要件	実績について、社内決定等によりあらかじめ「連続2ヵ月以上の利用」が見込まれる際に、当該決定の事実をもって2ヵ月の実績が得られると見込んでよいのか。(見込みで助成金の支給要件を満たすことが可能か)	見込みを実績とすることはできません。 助成事業計画期間中に得られた実際の結果(実績報告)をもとに、要件の適合性を確認します。

「働き方改革助成金」FAQ

番号	分類		質問 (Question)	回答 (Answer)
21	働き方	助成金の支給要件	勤務間インターバル制度とはどのようなものか。	<p>超過勤務等で、勤務と勤務の間に十分な休息時間が取れない場合に、当該勤務日と翌勤務日との間にインターバル時間(休息時間)枠を設定し、通常の始業時間を過ぎて出勤することができる制度です。</p> <p>就業規則等に、一定の休息時間の確保(時間数)が明記されていることが必要です。</p>
22	実績報告	申請方法	助成要件を満たす所定の実績が得られた場合は、助成事業の計画期間の途中であっても、助成事業を終了して実績報告書を提出することが出来るか。	<p>(所定の実績が得られたとしても)計画期間の満了以前に助成事業を終了し、実績報告を行うことは出来ません。</p> <p>必ず申請書に記載した「助成事業計画期間」が満了するまで、助成事業に取り組んでください。</p>
23	その他	巡回・助言	「専門家による巡回・助言」はいつごろ行われるのか。	<p>「専門家による巡回・助言」は、すべての「TOKYO働き方改革宣言企業」に対して実施する事業です。承認後、概ね6か月程度で実施する予定です。</p> <p>働き方改革助成金を利用していなくても、宣言企業に対して東京しごと財団が委託する事業者が専門家を派遣し、巡回・助言を行う予定です。(巡回の実施においては、委託事業者より各宣言企業に対して、事前に日程調整等を行います。)</p>